夏季休業中の心得

千葉県立市川北高等学校

今年も7月21日から8月31日まで夏季休業となります(始業式は9月1日)。この期間は、 生活の中心が学校から家庭へと移るために、通常の学校生活では得られない体験や活動ので きる良い機会でありますが、一方で気の緩みから不規則な生活になったり、非行・事故等が 発生したりしやすい時期でもあります。

夏季休業中は、各自が市川北高生としての自覚を持ち、以下の点に留意して有意義な休業 日を過ごし、9月1日には元気に登校できるようにしてください。

1 夏季休業中の生活について

- (1) 夏季休業日を有意義に過ごすために、各自が課題を設定し、無理のない計画を立てて規則正しい生活を送ること。
- (2) 健康の保持増進に努めること。また、この休業中に学校での健康診断の結果をふまえて治療を済ませておくこと。
- (3) 家族や地域の人々との交流を積極的に持ち、地域等の一員としての自覚を深めること。

2 学習について

1 学期の通知票の結果から、成績不振の科目については十分に反省して重点的に学習すること。また、各教科から出された課題は、必ず期限までに提出すること。

特に3年生の夏は、各自の進路実現に向けてとても重要な時期でもあるので、計画的に学習に取り組むこと。

3 交通安全について

- (1) 自転車の運転マナーや交通規則を十分守り、交通事故の防止に努めること。
 - ※最近では自転車による交通違反の取締りが強化されています。悪質な『信号無視』や 『二人乗り』、『無灯火運転』などの場合、道路交通法違反で交通切符(赤切符)が交付 されます。赤切符が交付されると成人では略式起訴されて刑事処分の対象になります が、未成年者は道路交通法違反の非行事実で家庭裁判所に送致されます。
- (2) 休業中の高校生の交通事故が多発しています。「三ない運動(買わない、乗らない、 免許を取らない)」の趣旨を理解し、自動二輪や原付自転車の運転免許取得及びバイ ク等の運転は、絶対にしないこと。安易な同乗もしないこと。また、自動車教習所へ の入所もしないこと。
 - ※夏の交通安全運動 7月20日(火)から7月31日(土)まで

4 アルバイトについて

アルバイトについては、本校では奨励していません。経済的事由等でやむを得ず行う場合は、事前に本人と保護者で時間・内容について相談のうえ必ず学校に『アルバイト届』を出すこと。ただし、深夜に及ぶものや、宿泊・危険な作業を伴うものについては行わないこと。また、学業不振の生徒は学習に専念すること。

- 5 旅行等にともなう事故防止について
 - (1) 旅行に出かける場合には、事前に十分な計画を立てて保護者の承諾を得て、必ず休業前に「旅行届」を提出すること。特に水泳を行う場合には、時間、場所、自分の健康 状態を十分に考慮しながら細心の注意を払って事故の防止に努めること。
 - (2) 登山については、原則実施しないこと。
- 6 非行・問題行動の防止について
 - (1) 無断外泊·夜間の外出は慎み、外出の際には必ず行き先、帰宅時間等を保護者に伝えておくこと。特に夜間の外出は、事件・事故等に巻き込まれる可能性があるので、厳に慎むこと。
 - (2) 夏祭りや盆踊り、小・中学校の同窓会等で友人同士が集まった場合でも、常に節度ある行動をとり、飲酒や喫煙は絶対に行わないこと。
 - (3) シンナーや覚せい剤、合成麻薬等の薬物には絶対に近づかないこと。
 - (4) 万引き、自転車窃盗、占有離脱物横領等^(注)の非行は、絶対に行わないこと。
 - (5) 不良交遊や不健全な娯楽場·遊技場への出入を避け、華美な服装や頭髪は慎んで、問題行動にかかわらないように注意すること。また、多額の金銭は持ち歩かないこと。
 - (6) 望ましくない異性交遊は絶対に避け、性的被害の防止に十分気をつけること。特に最近は、携帯電話やパソコンでのメール、インターネットを利用した犯罪が増えています。そのような被害にあわないよう使用について十分注意をすること。なお、困ったことがある場合は速やかに相談すること。
 - (7) 公共の交通機関の利用については、他の乗客の迷惑にならないように乗車マナーを守ること。
 - (注)占有離脱物横領…自転車などが何者かによって、本来所有者が置いた場所と違うところにあった場合、それを勝手に使用すると処罰される。

7 その他

- (1) 夏季休業中に頭髪を染色・脱色、パーマ等の加工をしないこと。 (9月1日に頭髪指導があります)
- (2) 夏季休業中に登校する場合は,正しい頭髪で制服を着用し、自転車も通常の場所に駐輪すること。
- (3) インターネット上の『掲示板サイト』や『ブログ』、『プロフ』で、他人を誹謗・中傷する文章や画像、うその内容を書き込む人が増えてきています。このことは犯罪として立件される場合があるので、利用する場合は十分慎重に行うこと。また、インターネット上に自分の写真や名前、生年月日、学校名・クラス・番号等個人が特定できるような情報をのせると、ストーカー行為等の犯罪に巻き込まれる可能性があるので注意すること。
- 8 個人的な悩みや相談ごとは、学校の先生や関係機関に相談すること。
 - ※関係機関の連絡先については、「夏季休業中の生活について」(保護者宛文書)を参照すること。
- 9 事故等が発生した場合は、必ず学校に連絡すること。

市川北高等学校 〒272-0805 市川市大野町 4-2274 ℡ 047-337-8880 FAX 047-339-4804 mail ichikawakita-h@chiba-c.ed.jp